第9-13表 公的扶助制度

Table 9-13: Public assistance systems

	日本	アメリカ	イギリス
制度(根		(貧困家庭一時扶助)(TANF)	(所得補助)
拠法)・目	法)	・根拠法令は,社会保障法	・根拠法令は、社会保障に関す
的	生活困窮者に対し,最低		る拠出及び給付法並びに社会
	限度の生活を保障すると ともに、自立を助長する。	・財源は,連邦及び州の一般財 源	保障管理法 ・管理運営主体は、雇用年金省
		・制度の対象者は、未成年の児	・財源は国の一般財源
	自治体(1/4)	童, 妊婦のいる世帯等	・制度の対象者は,一人親等
	・扶助の種類:生活扶助,	・給付内容は、州ごとに決定	・給付内容は家族構成等を勘案
	教育扶助,住宅扶助,	(その他の扶助)	(雇用·生活補助手当(所得関連))
	医療扶助,介護扶助, 出産扶助,生業扶助,	(1)補足的保障所得(SSI) 高齢者, 障害者等が対象	・健康上の理由により就労困難な低所得者が対象,健康状態
		(2)メディケイド	により就労関連活動グループと
	9F/N/0/93	貧困家庭の児童, 妊婦等が対	支援グループに区分
	必要に応じて1種類以上	象	(社会基金)
	の扶助が受けられる(1種		・突発的な必要に対応するため
	類の扶助受給を単給,2つ以上を併給という)仕組み	所得水準が連邦の基準を下回 る世帯等が対象	の給付金又は種々の貸付金 (その他の扶助)
	となっている。医療扶助、		(1)住宅給付:賃貸住宅居住者に
	介護扶助は現物給付で,	州, 自治体の独自扶助	賃料相当額を支給,
	それ以外は金銭給付を原	(勤労所得税額控除)	(2)地方税給付:地方税納付者に
	則としている。	・ 所得税額から勤労所得税額控 除を差し引くとマイナス額が算	地方税相当額を支給, (3)税額控除:就労や子供の有無
		出される者への税の還付(実際	
		は給付)	(4)年金給付:高齢者に対する最
			低所得保障
	1,410(2010年度)	貧困家庭一時扶助(TANF)	_
帯数(千		1,847 (2010年度)	
世帯)			
	1,952(2010年度)	補足的所得保障	所得補助,雇用・生活補助手当
数 (千人)		7,656 (2010年) メディケイド 50,100 (2009年度)	(所得関連) 2,090 住宅給付 4,070
(1)(/		貧困家庭一時扶助(TANF)	地方税給付 5,190
		4,371 (2010年度)	年金給付 2,620
		SNAP(旧フードスタンプ)	(グレートブリテン, 2009年度)
基準額	生活扶助基準(2010年度)	44,709人 (2011年) 補足的所得保障 (2011年)	所得補助(2011年)
本年 領 (月額)	・1級地-1における標準	・1人当たり 674ドル	単身者 18~24歳 週53.45ポンド
(7.1.1)(7		・夫婦当たり 1,011ドル	25歳以上 週67.50ポンド
	女,4歳子)	SNAP(旧フードスタンプ)	18歳以上のカップル
	175,170円	・1人当たり 133.85ドル	週105.95ポンド
	・1級地-1(大都市部)における高齢単身世帯	(2011年)	雇用・生活補助(2011年) 就労関連活動 週94.25ポンド
	(68歳女)		支援 週99.85ポンド
	80,820円		※この他, 家族構成等で加算
	生活保護費:	補足的所得保障	所得補助,雇用・生活補助手当
(国及び 地方)	3兆72億円(2009年度)	478億ドル(2010年) メディケイド(2009年度)	(所得関連) 90.8億ポンド 住宅給付 166.0億ポンド
2世ノ1 /		連邦3,806億ドル,	地方税給付 42.3億ポンド
		州1,297億ドル	年金給付 76.4憶ポンド
		SNAP(旧フードスタンプ)	(グレートブリテン, 2009年度)
		754億ドル(2010年度)	
		TANF 174億ドル (2010年度)	
	<u> </u>	111四门/ (4010十尺)	

	ドイツ	フランス
制度(根拠法) ・目的	社会扶助(Sozialhilfe) ・根拠法令は社会法典第XII編 ・管理運営主体は、地方自治体及び民間福祉団体・財源は自治体の一般財源 ・制度の対象者は、就労能力のない生活困窮者(資力調査による) ・中心的な給付は生計扶助。老齢及び稼得能力減の場大扶助、管害者のための編入扶助、介護扶助等の特別な需要に応じての給付がある。	積極的連帯所得手当(RSA) ・根拠法令は、社会福祉・家庭法典 ・管理運営主体は、家族手当金庫(CAF),農業社会共済(MSA),県 ・財源は、国の一般財源 ・制度の対象者は、25歳以上、もしくは1人以上の子(胎児を含む)がいる25歳未満のフランス居住者。所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI(社会参入最低所得手当)及びAPI(単親手当)に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し、RSAでは、最長で3
被保護世帯数(千世帯) 被保護者数(千人)	— 314(2009年末)	2,023(2011年6月末現在) 4,300(2011年6月末現在)
基準額(月額)	通常給付は失業給付Ⅱ基準月 通常高額。 他に住居費・暖房費等別途支 給。	世帯の収入、構成人数等により設定
総支給額 (国及び 地方) 資料出所	厚生労働省「海外情勢報告」	_

日本:厚生労働省(2011)「平成22年版厚生労働白書」,同省(2011)「社会福祉行政業務報告」,同省ウェブサイトアメリカ:保健社会福祉省(DHHS)ウェブサイト(http://www.os.dhhs.gov)

イギリス: Directgovウェブサイト, DWP (2012) Income Related Benefits Estimates of Take-Up in 2009-10 (GBのみ)

フランス: 政府公共サービス, 及びRSA, 家族手当公庫CAF各ウェブサイト等